

印西市における同居家族等がいる場合の訪問介護及び訪問型サービスの「生活援助中心型」の単位算定に係る取扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」別表の1 訪問介護費 注3において、『ロ（生活援助が中心である場合）については、単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者や家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。』とされているが、この解釈については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）」第2の2（6）において、『注3において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。』とされている。

これに伴い、当市における「同居家族等がいる場合の訪問介護の「生活援助中心型」の単位算定に係る取扱い」について、次のように取り決めることとする。

また、「訪問型サービス」においては、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分が一本化されているが、訪問介護と同じ取扱いとする。

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年老計第10号）」より

1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者とともに行う自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の傷害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要となる行為であるということができる。）

- ・排泄、食事介助（特段の専門的配慮をもって行う調理を含む） ・清拭、入浴、身体整容
- ・体位交換、移動、移乗介助、外出介助 ・起床及び就寝介助 ・服薬介助
- ・自立支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。）

- ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・衣類の整理、被服の補修 ・一般的な調理、配下膳

・買い物、薬の受け取り

<印西市において「同居」とは・・・>

- ① 衣食住等の生活費が一緒か別か、食事が一緒か別か等の生活の実態に関わらず、同じ一つの家に一緒に住んでいる場合。
- ② 玄関が一緒か別か、建物の内部がつながっているかいないか、台所等が一緒か別か等の建物の構造に関わらず、いわゆる二世帯住宅の場合。

※利用者が同一敷地内の別棟に単身で住んでいる場合は、単に利用者の部屋が別棟にあるというだけで生活の実態が一緒であれば「同居」、生活の実態が別であれば「別居」と判断する。

※①及び②に該当する場合は、生活費が別であったり、食事が別である等、生活の実態が完全に別であっても、「同居」と判断するため、これまで利用者が同居家族等による支援を受けていなかった場合でも、これを機に、まず同居家族等に協力を求めることが前提となる。

<印西市において「同居家族等」とは・・・>

上記①又は②の状態で生活している、利用者以外の家族もしくは親族の全員。

※主たる介護者以外の者も含まれる。

<印西市において「障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」とは・・・>

(確認のポイント)

利用者が同居家族等からの援助が受けられず、一人暮らしと同等の状況にあり、仮に、利用者が介護等を要する状態になかったとしたならば、利用者自身が行わなければならない、「利用者の居宅における自立した日常生活の維持に不可欠な行為」に対する生活援助であるかどうか。

ア 同居家族等の心身の状況

- ・同居家族等が障害（身体・知的・精神）を有する場合は、単に障害者手帳を有しているかで判断するのではなく、その障害の状況から同居家族等がどの程度家事を行えるかをアセスメントし、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。
- ・（利用者や同居家族等から詳しい状況が聞き取れる状態ではないが）同居家族等に引きこもりやうつなど精神性疾患がうかがわれ、同居家族等による家事の協力が得られないため、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。
- ・同居家族等が疾病を有する場合は、その疾病の状況、通院の状況等から、同居家族等がどの程度家事を行えるのかをアセスメントし、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。
- ・同居家族等が要介護等認定者や特定高齢者に該当する場合は、心身の状況等から同居家族等がどの程度家事を行えるか又はどのようなサービスを受けているかをアセスメントし、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。
- ・同居家族等が高齢である場合は、心身の状況等から同居家族等がどの程度家事を行えるのかをアセスメントし、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。

※同居家族等の心身の状況が原因である場合でも、当該利用者の日常生活の維持に支障をきたしている部分の必要な生活援助は認められるが、同居家族等に対する生活援助は認められないため、同居家族等に対する支援は別途検討する必要がある。

※同居家族の心身の状況が一時的である場合は、当該状況が改善されるまでの期間限定で「生活援助中心型」サービス費の算定を認めることとする。

イ 経済的状況及び同居家族等の就労の状況

- ・生計維持のため同居家族等が就労しなければならない場合は、同居家族等がどの程度家事を行えるのかをアセスメントし、利用者の日常生活の維持に支障をきたしている場合は、その支障の程度で検討する。
- ※同居家族等の就労の状況が原因である場合は、本来同居家族等が自分たちの日常生活の維持のために行うべき家事に対する支援は認めない。
- ※同居家族等の就労により、利用者が一人暮らしと同等の状況となると考えられる場合というのは、＊ おおむね午前7時から午後7時までの間、同居家族等が外出している等のいわゆる日中独居状況や出張等による期間が限られた独居状態が考えられる。
- ※同居家族等の就労により、利用者が一人暮らしと同等の状況となると考えられる場合でも、同居家族等が休日等で在宅している日に提供される「生活援助中心型」サービスは認めない。

(居宅サービス計画等の作成における留意点)

- ※同居家族等がいるいないにかかわらず、介護支援専門員は、介護保険制度の趣旨を十分理解したうえで、法令遵守が大前提であり、保険給付の対象と「なること」、「ならないこと」がある旨を、利用者や同居家族等にも理解していただくよう、説明に努めなければならない。納得していただけない場合は、保険者に相談する。
- ※介護支援専門員は、利用者や同居家族等から「生活援助中心型」サービスの希望が出た場合には、同居家族等がいる場合の「生活援助中心型」サービス費の算定はできないという原則を、利用者及び同居家族等に十分に説明し、理解していただいたうえで、利用者及び同居家族等の状況（「できること」と「できないこと」）をきちんとアセスメントしなければならない。
- ※介護支援専門員は、「できないこと」の判断をするときは、利用者や同居家族等が今までやっていないから、利用者が同居家族等には頼みづらいから等という理由から簡単に判断するのではなく、これを機にやってもらう可能性について検討したり、介護支援専門員が間に入り調整するもことも必要である。
- ※介護支援専門員は、「できないこと」＝「生活援助（本人の代行サービス）」と安易に結びつけようとするのではなく、「身体介護」の中の「自立支援のための見守りの援助」で対応する可能性について検討することも必要である。この場合、単価が「生活援助」と「身体介護」で異なるため、利用者及び同居家族等に十分に説明し、理解していただく必要がある。
- ※介護支援専門員は、「できないこと」をすべて保険給付で補おうとするのではなく、民間の有料のサービスやインフォーマルなサービス等も検討した結果、どうしても必要な援助として位置付けるという意識が必要である。
- ※介護支援専門員は、アセスメントの結果、同居家族等がいる利用者への「生活援助中心型」サービスを居宅サービス計画等に位置づけようとする場合には、利用者及び同居家族等の希望のみで決定された結果とならないよう、必ずサービス担当者会議を開催し、十分に検討した結果の判断である旨をきちんと記録として残しておくことが必要である。

<手続きの流れ>

【令和7年4月以降の取扱い】

市における確認手続（3・4）については、介護支援専門員において疑義が生じるケース以外は不要です。

1. ケアプランの原案作成 ⇒同居家族等がいる利用者への「生活援助中心型」サービスの利用が特に必要と判断

※同居家族等がいる利用者への「生活援助中心型」サービスの利用については、適切な評価に基づいて運用されなければならないため、単なる本人や家族等の希望によってのみ利用できるわけではないことを理解していただき、必要な手続きを踏んで実施される旨を本人及び家族等に説明する。

2. サービス担当者会議の開催

※検討のポイント：家族等の協力や代替えのサービスの可能性と本人の居宅における自立した日常生活の維持に不可欠な援助であるか

- ・本人の心身の状況の確認
- ・同居家族等の心身の状況、就労の状況等本人の置かれている環境等の確認
- ・本人、家族等の意向の確認
- ・他に利用できるサービスがないかの確認

以上の点をサービス担当者会議の要点に記載する。

3. 市への届け出 ⇒高齢者福祉課 介護認定給付係（訪問型サービスの場合は包括支援係）

※介護支援専門員は、居宅サービス計画等に同居家族等がいる利用者への「生活援助中心型」サービスを位置づけようとする場合には、必ず、次の書類を市に届け出る。

提出書類	訪問介護	訪問型サービス
訪問介護の「生活援助中心型」サービスが必要な理由書（別紙様式）	○	
訪問型サービスの「生活援助中心型」サービスが必要な理由書（別紙様式）		○
居宅サービス計画等（コピー）	○	
介護予防サービス支援計画書（コピー）		○
サービス担当者会議の要点（コピー）	○	○
利用者基本情報（コピー）		○

4. 市の確認（教示） ⇒決裁

※市は、提出された内容を精査し、該当すると思われる場合は、「訪問介護（訪問型サービス）の「生活援助中心型」サービスが必要な理由書」に、公印を押して介護支援専門員に返却する。

※確認結果は、認定の有効期間内に限り有効とし、介護支援専門員は、その都度届け出る。

なお、事業対象者の有効期間については、その都度相談とする。

5. 訪問介護（訪問型サービス）の「生活援助中心型」サービスの利用

※3・4の手続きを経た場合、介護支援専門員は、当該「訪問介護（訪問型サービス）の「生活援助中心型」サービスが必要な理由書」を保管する。

※介護支援専門員は、この状況が改善されるよう努める。

6. 訪問介護（訪問型サービス）の「生活援助中心型」サービス費の算定